

いしのまき地域フォーミュラリ委員会 設置要綱

(名称) 第1条 本会は、「いしのまき地域フォーミュラリ委員会」と称する。

(設置) 第2条 石巻地区における医師、歯科医師及び薬剤師、その他医療関係者が協同作業を通じて共通の理解と認識を前提に、地域の患者に対して有効性、安全性、経済性などの観点から総合的に最適であると判断され使用すべきと推奨された医薬品集及び使用指針を作成するため、いしのまき地域フォーミュラリ委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

(1) 石巻市医師会 (2) 石巻歯科医師会 (3) 石巻薬剤師会 (4) 石巻赤十字病院 (5) 石巻市立病院 (6) 石巻市 (7) 東松島市 (8) 女川町

2 委員会に必要があると認めたときは、前項に掲げる者以外の者を構成員とすることができる。

(委員会) 第4条 委員会は、原則年2回開催する。ただし、委員が必要と認めた場合には、臨時に開催できるものとする。

(役員) 第5条 委員会の事業を行うため、以下の役員を置く。委員長1名、副委員長3名以内、委員12名以内とする。

(任期) 第6条 委員の任期は2年とする。なお、任期中に異動があった場合は、後任者が残存期間を引き継ぐものとする。

(協議事項) 第7条 委員は、次の各号に掲げる事項を協議する (1) 石巻市医師会、石巻歯科医師会、石巻薬剤師会、及び石巻赤十字病院、石巻市立病院、石巻市、東松島市、女川町より推薦された者から組織される「いしのまき地域フォーミュラリ作業部会」より提出された策定案の協議。 (2) 一定期間経過した地域フォーミュラリの内容の検討及び見直しに関する事項。 (3) 前号に掲げるもののほか、委員が必要と認める事項。

(事務局) 第8条 委員会の事務局は、石巻薬剤師会に置く。

(その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則 この要綱は、令和8年3月18日から施行する。